

令和2年9月8日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	岡	部			亮	
住	民	課	長	西				清	孝
健	康	福	祉	課	長	村	井		直
環	境	安	全	課	長	宮	下		隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課参事	徳楽 仁
生涯学習課課長	大畑 喜代志
代表監査委員	野崎 豊昭

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	徳田 敦史
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 報告第15号、議案第51号ないし第62号及び認定第1号ないし第9号並びに町政一般(質疑、質問)
- 日程第2 町長提出 議案第51号ないし第62号並びに認定第1号ないし第9号並びに請願第3号ないし第5号(委員会付託)

(開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 町長提出 報告第15号、議案第51号ないし第62号及び認定第1号ないし第9号並びに町政一般(質疑、質問)

寺井強議長 次に、町長から提出のありました報告第15号、議案第51号ないし第62号及び認定第1号ないし第9号に対する質疑、並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀

町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

3番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

3番 福田晃悦です。

コロナ感染拡大が続いている中ですが、本日は町の行政の基本となる子育て支援と高齢者支援の2点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初の質問です。本議会でも何度となく議論されている子どもの医療費助成制度についてお聞きいたします。

私は昨年6月定例会で、役場に来庁しなくても自動的に指定された口座に振り込まれる、いわゆる自動償還払いの方法についての質問をしましたが、町長の答弁は、実施する場合は、医療機関ごとにシステム改修の費用が数百万円掛かると見込まれ、そうした負担を医療機関にお願いすることや町で負担することは大変難しく、現実的に自動償還払いの実施はできないとのことでありました。

町長が本町女性団体協議会との会合で「検討したい」と述べられ、保護者の申請の手間を軽減するためには、私も良い方法ではないかと考えましたが、現実的にはハードルが高かったようであります。

今回質問をさせていただく、子どもの医療費窓口無料化については、これまでも何度も他の議員の方から一般質問などで取り上げられており、それぞれの助成方法のメリット、デメリットについても、私も理解しているところであります。

費用の問題のこともあり、町が二の足を踏んでいることも理解しておりますし、コンビニ受診やはしご受診などの容易な受診を招く起因になりかねないとも聞きます。

本来、子どもの医療費助成制度は、国の責任において実施すべきだという町の考えについては、私も同感であります。

しかしながら、本年3月、本町と同じ償還払い方式の七尾市が、来年度を目

途に高校生までの子ども医療費の窓口負担を完全無料化する考えを示したことから、償還払いは県内では本町志賀町だけとなりました。

本町のような償還払い方法を採用しているのは、全国でも数団体と聞いており、県内の一部の自治体では個人負担を求めているところもありますが、今では多くの自治体で医療費を窓口で無料とする、いわゆる現物給付の実施をしています。

こうした自治体間のサービス競争になっている現状を見ますと、国の施策として、早く全国一律の制度を創設するの必要を感じますが、平成30年度に本町が実施した子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査において、圧倒的に多く寄せられた意見が、この子ども医療費の窓口無料化と聞いております。

実際に私も保育園や小学校に子どもを通わせる立場としても、子育て中の保護者の方からそうした声が非常に多く寄せられております。

志賀町では、1年間に生まれる子どもが平成29年度に初めて100人を下回り、昨年度は60人でありました。町がさまざまな少子化対策を講じているにも関わらず、かなり早いスピードで少子化が進行しております。

実施した場合に、増額となる費用を他の子育て支援策に充当したいという町の考えも理解できますが、全国すべての自治体で、子育て世帯を奪い合っている状況であり、今すぐ保護者が一番望んでいる施策を打たなければ、こうした自治体間競争から遅れかねないこととなります。

町が心配している安易な受診については、子どもはちょっとした変化で受診することで病気の早期発見につながることもあり、長期的に見れば医療費は減ることになるかもしれません。

加えて、七尾市が窓口無料化を実施するのは、全国的なコロナ禍の中で、保護者が市役所に申請手続きに訪れて感染リスクを高めることがないようにということも理由にあるようです。

コロナ禍の長期化が予想される中、本町においても、こうしたことを考えていく必要があるのではないかと考えます。

何より、小泉町長が常日頃、話している町民の皆様が安心して幸せに暮らし、将来に希望が持てる能登ナンバーワンのまちづくりを目指すためにも、子育て世代が望んでいる子ども医療費の窓口無料化について、今こそ取り組むべきと考

えますが、町長のお考えをお聞かせください。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

福田議員の子ども医療費助成制度についてのご質問にお答えをいたします。

子どもの医療費助成制度、いわゆる子どもの医療費窓口無料化については、これまでも他の議員からも、幾度となくご質問をいただいていたところであります。

町では、これまで、限りある財源の中で、子育て支援策の優先度を考慮しながら各種施策を推進し、昨年度は、幼保無償化に伴い、保護者負担となる副食費の無償化をはじめ、町立保育園すべての保育室にエアコンを設置するなど、窓口無料化を実施した場合に増額となる費用相当分を、他の子育て支援に充当してきたところであり、窓口無償化は実施してきませんでした。

こうした中で、子どもの医療費助成制度を取り巻く状況は、大きく変化をしてくております。

まず、本町の子ども医療費の助成状況については、対象となる18歳までの子どもの数は、平成27年度は2千652人でしたが、本年度は2千295人と、少子化に伴い、5年間で357人減少しており、これにより、助成額については、平成27年度決算額で4千914万円だったものが、昨年度は3千856万円と、1千58万円減少しております。

また、医療機関の対応状況については、改めて確認してみると、ほんの数年前までは、現物給付に対応していない病院や医療機関が多かったものの、現在は、ほとんどの医療機関が現物給付に対応できる状況となっております。

さらに、現物給付を行った場合に、国民健康保険の国庫負担を減額調整する措置、いわゆる国のペナルティについては、未就学児分ではありますが、平成30年度から廃止されております。

また、窓口無料化にかかる初期費用についても、現物給付を行う自治体が増えたことから、システム改修費や 審査支払機関からのレセプトデータの提供を受けるための委託料の単価が、以前より安くなっております。

そして、議員もおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症が拡大している中、人と人との余計な接触を避けることは、感染防止の観点から、大変重要なこ

とであります。

国においては、感染拡大防止にあたり、今年度において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付し、地方自治体の財政支援を行っており、様々な事業が実施されていく中で、窓口無料化にかかるシステム改修にも、この交付金を全額充当できることが示されました。

このように、子どもの医療費助成制度を取り巻く状況は、大きく変化しております。

こうしたことから、本町においても、子どもの医療費を窓口無料化とすることとし、今後、石川県や医師会、審査支払機関などと調整を進めながら、必要なシステム改修を行い、令和3年度のできるだけ早い時期に実施できるように取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、窓口無料化の実施後に、複数の医療機関を渡り歩くようなコンビニ受診等で、医療費が著しく増えるようなことがあった場合には、自己負担を求める必要があると思っておりますので、町民の皆様には、適正な制度運用にご協力いただくようお願いを申し上げます。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

来年度、令和3年度を目指してという形で取り組みを進めていただけると、ありがとうございます。長い期間、この議場でもテーマになったことにこれで終止というか、結論を出せる形になったのも、さまざまな方の保護者や子育てをされている親御さんの声を代弁して、この場を借りて町長に御礼申したいと思えます。

ぜひ、能登ナンバーワンではなく、来年の9月の選挙には「石川県ナンバーワンを目指して」にテーマを変えて、まだたくさんある、子育て支援の充実を図っていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

2番目の質問、次の質問に移ります。

志賀町のコミュニティバスの一部無料化についてです。昨年10月から運行が新たに開始したコミュニティバス、通称「しかばす」について、現状、乗車無料となっているのは、中学生以下のみであります。おそらく、一番本サービスを必要とし、利用している高齢者については、一切減免はありません。但し、運転免

許返納者に関しては、本年4月から最大1万5千円分、つまり、150回分の乗車券が支給拡充されました。一回の乗車料金が100円という設定は、できる限り、交通弱者、つまり買い物難民であるお年寄りの負担を軽くするためということでは理解できますが、基から収益性や受益者負担の部分に重きを置いていないのであれば、高齢者の乗車料金の一律無料化してはどうかというのが、今回の私のご提案であります。

私は、以前、しかばすの担当者に、全て一律しかばすを無料化し、営業ナンバー緑ナンバーから、一般の白ナンバーで運用した場合の問題点を尋ねたことがあります。

その際の回答としては、バス本体の購入費に国の補助金が組み込まれている為、難しいというかできないとの事でした。しかし、中学生以下が無料となっているのであれば、高齢者を無料にしても、問題はあるのかということについては、補助金の交付の妨げにはならないとのことでした。

仮に、高齢者の皆さんが一律コミュニティバスが無料になった場合、わたしは3つの利点が生まれると考えます。

1つの利点は、外出の機会を増やすことにより、健康寿命と平均寿命の差を縮めることにつながる高齢者社会の活性化です。先に発表された筑波大学の高齢者追跡調査によると、車の運転をやめた高齢者は、閉じこもりがちになることから、運転を続けている人と比べ、介護リスクが2.2倍になるという結果が出ました。痛ましい事故の続発で、高齢者の免許返納が進んではおりますが、運転行動により脳が鍛えられる側面もあり、返納後のいわゆる脳トレロス状態解消も大きな問題と言われております。

またこの調査では、運転をやめても、公共交通機関や自転車を使って、こまめに外出している人は、介護リスクが軽減するとも指摘しております。

本県の自治体の多くは、本町と同じく、免許を返納した高齢者に、バス回数券などを補助する支援を行っており、地域住民が自分たちで買い物の足を確保しようと乗り合いワゴン車の試験運行を始めるといった頼もしい取り組みも出てきました。

積極的に外出を促す意味では、お隣の富山市が2012年度から、孫とともに指定の公共機関に出かければ、入場料が無料とする事業を実施し、富山県の市町村

に拡大しているだけではなく、金沢市でも7月から2文化施設でスタートしました。

外出することで心身に刺激を与え、孫とのスキンシップで生きがいづくりにもつながる好企画であり、こうした事業をモデルにして増え続ける人生の長い午後を充実させる、ぬくもりのある支援であります。

2つ目の利点としては、地域経済の循環及び活性化であります。現在、特別定額給付金が、本町では国の分と合わせて一人12万円の給付が終了しましたが、各機関の調査やアンケートでは、まだ、使っていないと回答した人は多くみられます。本町で、高齢者のしかばす無料化が実現した場合、「無料であれば」という理由から、本町で買い物する機会が増え、結果として、コロナ禍で影響が多分にでている商店や飲食店の大きな一助になると考えます。

3つ目の利点は、やはり、町民の命の安心・安全の確保です。

警察庁は、75歳以上の運転者が免許更新時に受ける認知機能検査を、認知症の恐れの有無に限定して判定する内容に改め、更新までの待ち時間短縮を図り2022年度の導入を目指し、道路交通法規制を改正する方針であります。

昨年、全国で75歳以上が過失の最も重い第1当事者となった死亡事故は、前年比で59件減って401件でしたが、75歳未満の2倍以上となっており、北陸を含め依然深刻な状況が続いております。

しかし、先にも述べましたが、高齢者が車の運転をやめると、要介護になる危険性が高くなるとの調査もあるだけに難しい面はありますが、家族で話し合い、早めに結論を出すことも必要です。

昨年の運転免許の自主返納は全国で60万件を超え過去最多を更新しましたが、運転に不安がある人を想定した支援の環境づくりが必要であります。

以上のことから、現在はコロナ禍の影響で感染予防の観点から公共交通を避ける傾向もありますが、コロナ禍の収束が見込まれる時期を目指し、免許返納者に限らず、免許を持たない、または持っているが運転に不安のある高齢者や障がいをお持ちの方も一律、しかばすの乗車料金の無料化を図るべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

寺井強議長 山下企画財政課ふるさと創生室長。

山下光雄企画財政課ふるさと創生室長 はい、議長。

福田議員のコミュニティバスの一部無料化についてのご質問にお答えいたします。

コミュニティバスにつきましては、平成29年度から志賀町地域公共交通活性化協議会において、運行経路やダイヤの見直しなどの協議を重ね、昨年9月に全面的な改編を行い、現在、デマンド交通を含め、13路線で運行を行っております。

また、利用料金につきましては、町民の皆様が利用しやすいように、コミュニティバスは乗車1回につき100円、デマンド交通は200円、中学生以下は無料としております。

令和元年度の利用料金収入は、約407万円で、現在の運行形態などを維持するうえで貴重な財源となっております。

ご質問の、免許を持たない高齢者や障がいのある方への利用料金の一律無料化についてであります。高齢者の方については、今年度から運転免許自主返納者への支援を拡充しており、また、県内自治体でも自主返納に対する支援が主体となっておることから、現段階では考えておりません。

また、障がいのある方については、多くの公共交通機関等でも割引料金が適用されており、県内自治体のコミュニティバスでも無料であったり、割引料金が適用されていたりするケースが多く見受けられることから、新年度に向けて、身体、知的、精神に障がいのある方、ご本人とその介護者の無料化について、地域公共交通活性化協議会において検討していきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 高齢者の方は現状のところは考えておられないと、ただ障がいのある方については、来年度から、地域公共交通活性化協議会、わたしも委員長として入らせていただいておりますけども、検討していくということで。公共交通に関しては、これから少子高齢化というか地域の問題となっており、たぶん結論はこれからずっとでるものではなく、ずっと検討課題で、ずっとこの問題に関しては、結論というのはでてこず、ずっと何か模索していきながら検討していく内容かなと思いますので、また地域の協議会の中でいろんな案があればそれを活かしていただきたいと思ひまして、私のほうの質問を終わります。

寺井強議長 5番 南正紀君。

南正紀議員 議長。

おはようございます。5番 南正紀です。

今定例会におきましては、本町の安心安全なまちづくりと、信頼できる子育て環境の確立の観点により、3点につきまして質問をさせていただきます。

最初に志賀地域公立保育園の統廃合についてお聞きいたします。

平成17年の合併時、志賀地域には8園の公立保育園がありましたが、入所児童数の減少に伴い、平成18年度末に堀松保育園が休園、平成25年度末には上熊野・加茂・下甘田の3園が休園し、さらには本年3月末に志加浦保育園が休園となり、現在は高浜・土田・中甘田の3園を残すのみとなりました。入所児童数につきましては、合併時の442人から現在は237人と半数近くまで減少しております。

保育園の統廃合につきましては、平成28年第3回定例会におきまして、福田議員が今後の見通しについて質問をされましたが、町側は保育園の適正数を含め、保育行政のあるべき方向性を検討したいとの答弁を行い、これを踏まえ平成29年2月に志賀町子ども・子育て委員会を設置したと承知をしております。

本委員会においては、同年12月に答申を行っておりますが、保育園の統廃合につきましては慎重な議論がなされたものの、多様な意見の集約には至らず、具体的な意見の取りまとめまでには至らなかったと聞いております。

志賀地域の保育園につきましては答申で、「今後も多様化する保育・子育てニーズに的確に対応し、将来にわたって効率的、且つ効果的な保育所運営を行っていくためには、計画的な統廃合を推進していくことが望ましく、計画の推進に当たっては、児童数の推移や施設の老朽化、立地条件、地域、民間保育園とのバランスを考慮しながら進めることが適当である」としています。

本年3月定例会の予算決算常任委員会におきまして、町担当課より認定こども園すばる幼稚園が移転新築を実施するにあたり、国の補助金の対象となることから、町もルール分としてその費用の一部を助成するとの説明を受け、その際の新園舎の定員250人、令和4年4月開園との説明もありました。

また、今定例会の議案におきましても一般会計補正予算にすばる幼稚園改築事業費として6億2千466万7千円を限度額とする債務負担行為の設定がなされて

おります。

これらを踏まえてお聞きいたしますが、現在のすばる幼稚園の入所児童数は195人であり、少子化が進む当町において、定員250人という大規模なこども園が開園した場合、すばる幼稚園の通園する家庭が増え、志賀地域の公立保育園の入所児童数減少に拍車がかかり、近い将来の保育園の再編は避けられないと考えます。

昭和50年代に建築された土田保育園に限らず、今後全ての保育園で老朽化に伴う大規模改修が必要となる現状下、以前には「直ちに保育園運営に支障をきたすことはないといえ、保育士の確保、補充が思うようにならない現状である」との町側の答弁もありました。

これらの状況や答申の内容を踏まえたときに、町として保育園統廃合の方針を示すべき時期に来たのではないかと考えますが、町長のお考えをお示してください。

加えて、過日実施されたすばる幼稚園移転についての住民説明会につきまして、実施の概要と質疑応答についての説明も求めます。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南正紀議員の志賀地域公立保育園の統廃合についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、志賀地域の公立保育園の入所児童数については、合併時の平成17年度末の442人から、現在、237人まで減少し、一段と少子化が進行しており、将来人口の推計を見ましても、さらなる児童数の減少は、避けて通れない状況となっております。

また、すべての公立保育園で経年劣化に伴う施設の老朽化や設備不良など、維持管理費が増加している現状にあります。

ご指摘のあった保育士の確保については、本年3月の志加浦保育園の休止に伴い、保育士を集約したことにより、現在、適正に配置できているところでありますが、保育士83人のうち、会計年度任用職員が33人と約4割を占めている状況にあります。

そして、志賀地域の公立保育園の入所状況については、現在、高浜保育園では、定員145人に対し、入所児童が130人、土田保育園では、80人に対し57人、

中甘田保育園では、70人に対し50人と、志加浦保育園を休止しても、すべての施設で入所児童が定員を下回っている状況にあります。

このようなことから、議員ご指摘のように、少子化が進行する中で、定員250人のすばる幼稚園が開園しますと、現在と同じ児童数を確保することは、さらに難しいものと思っており、志賀地域の保育園再編は喫緊の課題であると考えております。

公立保育園の建設・運営に対しては、国の三位一体改革により、補助金が廃止され、国の財政支援が受けられなくなりました。

その一方で、民間の建設・運営については、国・県・町の負担割合に応じた負担金があり、町の財政負担は、大幅に軽減される状況となっております。

これは、保育環境の充実を民間の力を活用して行うという国の方針によるものですが、町としては、こうした方針を踏まえ、町財政の負担軽減を図っていくため、すばる幼稚園の移転を機に、公立保育園の児童を段階的にすばる幼稚園へ移管していきたいと考えております。

具体的には、すばる幼稚園が令和4年4月に移転することから、まず、施設の老朽化が著しい土田保育園を令和3年度末をもって休止し、その後、児童数の推移を見ながら、できるだけ早い時期に中甘田保育園を休止することで、志賀地域の公立保育園を高浜保育園1園にしたいと考えております。

11月には、来年度の入所申請の受付が始まりますので、町としては、今後、保育者が混乱することのないよう、丁寧に説明していきたいと考えております。

なお、ご指摘のありましたすばる幼稚園改築事業の債務負担行為につきましては、来年1月から園舎建設工事が始まる予定であることから、設定させていただくものであります。

先程申し上げましたとおり、民間に保育を移管することで、建設・運営面で将来的にも町の財政負担が軽減されることから、すばる幼稚園の施設整備に対し、国が定める通常ルール分のほかに、町が単独で追加補助をしようとするものであります。

本件につきましては、本定例会の予算決算常任委員会で詳しく説明をさせていただく予定であります。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、住民説明会の質疑応答に関するご質問については、担当課長から答弁させていただきますので、宜しくお願いいたします。

寺井強議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

南正紀議員のすばる幼稚園移転の住民説明会での質疑応答について、お答えいたします。

住民説明会については、本年3月28日の土曜日、高浜東旭区集会所において開催し、ご案内した建設予定地周辺の東旭区とみらいとうぶの住民、22名の方が参加されております。

また、主催者側からは、すばる幼稚園の理事長をはじめ、関係者5人、そして、役場住民課からは、私と担当職員の2名が出席しております。

当日は、参加者から、たくさんのご質問や要望をいただいております。特に、通園時の交通量の増加に伴う道路整備についてのご意見が多くありました。

現在、このことに関し、羽咋警察署に指示・助言を頂きながら、すばる幼稚園とまち整備課、住民課が連携し、検討を進めているところであります。

そのほか、東旭区の方が利用している有料駐車場や建設予定地などについてのご質問をいただいております。

説明会では、心配しておりました騒音問題や建設反対といった意見は一つもなく、逆に、「すばる幼稚園が来ると賑やかになっていい。歓迎する。」といった有難いご意見もあったところであり、町としては、すばる幼稚園と連携しながら、開園に向けて、対応していきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

志賀地区の公立保育園につきましては高浜一園に統一するということでありました。その際には、保護者の方の通園に際する負担がかなり増えるものと考えますので、それを補ってあまりあるような保育所運営に努めていただきたいということと、すばる幼稚園の移転につきましては町からも大きなお金が流れる訳ですから、ぜひとも成功裏に進めていただきますよう、担当課も含めまして慎重に進めていただきたいと考えますのでよろしく願いいたします。

続いてインフルエンザ予防接種の推奨についてをお聞きいたします。

全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大が一進一退する中、県内におきましても一時終息したかと思われたものの、ここへきて加賀地区で感染者の発生が相次ぎ、現在においては能登地区へもその広がりを見せております。医療資源の乏しい能登地区での感染拡大は何としても防がねばなりません。

そのような環境下、秋冬のインフルエンザ流行期を迎えようとしています。ご承知の通りインフルエンザは指定感染症におきましては、5類に位置付けられておりますが、ここ数年の国内の死者数は約1千人～3千人程度で推移し、決して侮れるものではありません。新型コロナウイルス感染症が収束していない状況において、発熱や倦怠感等の症状が出た住民が、風邪なのか、インフルエンザなのか、新型コロナなのかしばらく様子を見ようと受診を控え、それぞれの感染を拡大させる懸念も払しょくはできません。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時に流行した際の医療機関の負担の高さは想像に難くありません。患者の治療に当たる従事者の負担は言うまでもなく、インフルエンザが大流行すれば、症状の原因を見極めるためのPCR検査の件数も激増し、対処不可となる可能性もあります。

また、二つの感染症に同時に罹患することで重症の度合いが大きくなることや重傷者数の増加も避けられません。新型コロナのワクチンが無い現状において、インフルエンザの流行阻止は最優先で取り組むべきであると考えます。近隣の自治体におきましてもインフルエンザ予防接種に対する助成を行う施策がとられだしております。インフルエンザ予防接種の推奨について町の取り組みをお聞かせください。

加えてお聞きいたします。残念ながら当町におきましても新型コロナウイルス感染症患者が発生をいたしました。全国的に感染者は悪ととられがちであり、差別的な扱いを受けるケースが目立ちます。町としては、人権擁護の観点よりいち早くホームページで人権に配慮するよう呼びかけましたが、個人情報保護の観点より感染者に対する詳細情報が知らせられないことにより、妙な憶測やデマが拡散され疑心暗鬼を生みがちとなります。町としては、住民に安心感を与える情報提供を行うべきであるとともに、全力で感染拡大防止に取り組みねばなりません。感染者発生を受けての初動体制についての詳細をお聞きいたします。

小泉勝町長 議長。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 南正紀議員のインフルエンザ予防接種推奨についてのご質問のうち、新型コロナウイルス感染者発生を受けての初動体制についてのお答えいたします。

皆様ご承知のとおり、今月1日に、本町在住の50代、男性、会社員の方が、新型コロナウイルスに感染したことが確認されました。

感染された方には、心からお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い回復をお祈りするものであります。

感染者の特定情報については、法律の定めにより、県から町への情報提供はありませんが、町では、県の記者発表後、速やかに緊急課長会議を招集し、各課で想定される事態に備えた初動体制の確認を行ったところであります。

また、その際、以後の感染状況等を注視しながら、行動計画にのっとり、町民へのさらなる注意喚起や問合せ対応、また、今後の感染状況により影響が考えられる保育園や学校、公共施設の運営などについて、的確に対応していくことも確認しております。

いろいろな噂が飛び交っている中で、町民の皆様には、感染された方や、その家族、関係者などへの誹謗中傷、偏見や差別につながるような行動は慎んでいただき、人権に配慮した冷静な行動をお願いしたいと思います。

現在のところ、本町では、この方以外の感染者は確認されておらず、まずは、一安心という状況ではありますが、県内においても、予断を許さない状況が続いており、まだまだ感染予防に努めていかなければなりません。

町民の皆様には、引き続き、日常的な予防であるマスクの着用や手洗い・うがいの徹底、密閉・密集・密接の3密を避けるなど、新たな生活様式での感染予防の徹底をお願いしたいと思います。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、担当課長から答弁させますので、宜しくお願いたします。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 議長。

南正紀議員のインフルエンザ予防接種推奨についてのご質問にお答えをいたします。

毎年、晩秋から季節性インフルエンザ感染症が流行期を迎え、今年は、特に、議員ご指摘の新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されています。

このため、国では、新型コロナウイルス感染症対策の検査体制整備に加え、流行性インフルエンザ予防接種において、特に重症化しやすいと言われている高齢者への優先接種などを、都道府県に対し通知し、県では、昨日、医師会と契約を締結し、対策を講じていくこととしております。

本来、インフルエンザ感染症は、予防接種法で積極的な接種勧奨をしないB類疾病に区分されておりますが、昨年度の本町の接種率は、65歳以上の高齢者は70.5パーセント、子どもは51.7パーセントと、県内でも比較的高くなっております。

今年度は、昨年度を上回るよう、特に、重症化しやすい高齢者や18歳までの子どもを対象に、10月から実施する予防接種について、通知や助成券に、接種を推奨する旨の文書を添え、全町民に対しては、防災行政無線、町広報、ホームページ等で、早期の接種を強く推奨してまいります。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

インフルエンザの予防接種につきましては、医療従事者の方の疲弊を防ぐためにもぜひとも積極的な推奨をお願いをいたします。

最後に小中学校休校時の対策の現状についてお聞きをいたします。

今春、新型コロナウイルス感染症により長きにわたり休校を余儀なくされた小中学校におきましては、校内における感染者の発生もなく日常を取り戻しつつあるように感じられます。しっかりとした感染対策のもと、プールでの事業実施や、規模の縮小は避けられないものの、運動会等の心に残るイベントの実施などには、子ども達より喜びの声も聞かれ、安心・安定の学校運営に心より敬意を表します。

そのような中、本来の夏休み期間も終了したわけですが、当初の予定通りに授業の遅れ挽回はできたのでしょうか。休校中に児童生徒たちが抱いていた、勉強の遅れに対する不安は、夏休み中の授業で解消できたのでしょうか。

万全の感染症対策を施し学校を再開させたわけですが、再開させて新たに予感、発生した問題点等はなかったでしょうか。これらの現状と取り組みについて教育長にお聞きをいたします。

また、町内での新型コロナウイルス感染症患者発生により、子ども達に不安が広がっております。学校での感染者発生は全国的に報告されており、七尾市の東部中学校においても生徒の感染が確認され休校となりました。教育機関での感染につきましては、関西の私立大学において、ラグビー部を中心に感染が拡大した件が大きく報じられました。本件につきましては、あたかも当該大学の学生全体が汚染されているかの如く差別的な扱いをされており、感染者に対する接し方について大きな問題提起となりました。

当町におきましても、学校内での感染防止に全力を注ぎながらも、いつかは感染者が発生するとの危機感を持ち、いざ有事の際に備えなければなりません。当町の学校において感染が確認された際の取り組みについて、詳細をお聞かせください。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

南正紀議員の小中学校休校時の対策の現状についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、本町では、4月13日の午後から5月31日までの期間を臨時休校とし、この間、授業日は30日間失われることとなりました。

一方、夏休み期間を短縮することで、20日間の授業日を確保すると共に、休校中にはしかチャンネルを利用した授業動画を配信し、また、週に一回程度の登校日を設けて課題を配付し、家庭学習の充実に努めてまいりました。

その結果、8月末の段階で、授業の遅れは挽回できており、児童・生徒の不安は、解消できたものと考えております。

次に、学校再開後の問題点等についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして、放課後の消毒作業や登校時の健康チェック等が新たな業務となっております。

各学校では、教員だけではなく、校務員やスクール・サポート・スタッフ、支援員などを含めた全教職員で、このような業務を分担し、児童・生徒の安心・

安全のため、学校の総力を挙げて取り組んでいるところでございます。

また、児童・生徒についてですが、いじめや不登校の増加といった大きな問題行動は発生しておりませんが、新型コロナウイルス感染症に対する不安、行事や大会等の中止、縮小等に伴うストレスの増加などが、一部見受けられます。

各学校には、教職員による見守りや声かけ等を丁寧に行うと共に、スクールカウンセラーやハートフル相談員等の積極的な活用を指示しているところでございます。

また、先般、文部科学省の衛生管理マニュアルが見直されたことから、町では、8月20日付けで「町立小中学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理ガイドライン」を策定したところであります。

このガイドラインにおいては、万が一、町内の学校で児童・生徒、教職員の感染が確認された場合には、保健所による濃厚接触者の特定や検査、校内の消毒に必要な日数として、3日程度を念頭に臨時休校を実施することとしております。

その後、保健所の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合には、感染拡大の可能性が高い範囲に応じまして、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休校を実施することとしております。

なお、議員もご心配されております感染者に対する接し方についてですが、新型コロナウイルス感染症には、誰もが感染する可能性があり、感染者に対する偏見や差別、いじめ等があってはなりません。

この点につきましては、今後も、各学校におきまして、繰り返し指導していきたいという風に考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

ただ今の答弁におきまして少し補足で説明をお願いしたい部分がございます。

ガイドラインにおいて消毒等が必要な日数として3日間程度を休校するとしながら、そのあとに感染の拡大が広がっている可能性が高いと判断された場合は、学級単位、学年単位、学校単位の休校をするということですが、まず全校を3日

間休校して消毒等の措置が終わった後に、必要に応じて学年単位、学級単位の、休校を行うという認識でよろしいですか。よろしいということでしたら徹底した管理のもと、発生に備えて頂きたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

寺井強議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党中谷松助です。私は第3回定例会に際しまして、6点について質問をさせていただきます。

まず始めに介護報酬コロナ加算自己負担分の補助制度の創設をについてであります。

今次、コロナ禍の中では、通所系、短期入所系介護事業所でも利用控えや新型コロナウイルス対策強化で減収が見込まれています。それに対して、厚生労働省は6月、新型コロナウイルス感染症拡大による減収対策として、介護保険のデイサービスやショートステイ事業者に介護報酬の上乗せを認める特例措置を通知しています。

しかし、この特例措置はあくまでも、利用者への筋違いの負担増とセットのものであります。サービスは同じで変わらないのに料金だけが高くなるもので事実上の値上げになります。そこで利用者の負担増なく、しかも町内全通所系、短期入所系介護事業者を支援するためにも、介護報酬の上乗せ利用者負担分に相当する額を町が補助する独自の補助制度の創設を求めるものであります。

次に、新型コロナウイルス抗原検査の限定者への補助制度についてであります。

いまだに終息の見通しのない新型コロナウイルス感染症拡大です。能登北部へもひたひたと押し寄せている感があります。このような中、特に高齢者施設での感染は、即、命にかかわり、施設の閉鎖、そして医療の崩壊につながりかねないリスクの高いことが浮き彫りになっています。当然なくてはならない施設の一つとして利用者やそこで働く職員の皆さんは感染を未然に防ぐため、日々、緊張感を持って奮闘されているわけでありまして。しかし、職員の皆さん方も仕事以外に社会通念上の生活があります。時には都会の方へ行かざるを得ない、逆に、都会や遠方から来られる場合、自分ではなくても家族が行かざるを得ない場合、また、GOTOトラベル実施中の中、知らぬ間の接触があるやもしれません。

そんな中、不安を抱えたまま、勤務したり、休まざるを得ない場合が出てくると思います。

そこで、まずは、町内の高齢者施設で働く職員の皆さんに限定して、無症状であっても感染不安のある積極的検査希望者に対して、新型コロナウイルス簡易検査キットを使った抗原検査費用の補助をして、感染を未然に防ぐ下支えをしてはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

3点目は、志賀小5年、富来中1年に教員の緊急加配をについてであります。

今、学校では短い夏休みが終わり、2学期が始まっています。

そんな中、今次、コロナ禍、学校の新しい生活様式でも、身体的距離、いわゆる人と人の間隔はできるだけ2メートル、少なくとも1メートルの確保が必要とあります。

しかし、これを満たすには今の国の基準、1クラス40人学級で教室の広さ約64平方メートルでは1メートルすら確保できません。

新型コロナウイルス感染症対策では人と人との距離を確保することで、大幅に感染リスクを抑えることができるということでもあります。

学校においても、身体的距離の確保がいちの一番に求められるのは当然のことです。

であるならば、本町においても約2メートルの距離が確保できる1クラス20人学級の実施を早急に国、県に求めていただきたいとします。

しかし今、ただそれを待っているだけではなく、本町の小中学校では最大限の工夫をしていわゆる3密にならぬよう頑張っているところであります。

しかしながら、なかでも、志賀小学校5年生のクラスでは狭くて教室からはみ出さざるを得ません。また、富来中学校1年のクラスは広い代わりに教室がなく、1メートルの確保すら難しいのが現状であります。

したがって、少なくともこの2つの学年への緊急な教員の加配で、身体的距離の適正確保で、まさにゆとりあるクラス、たとえオンライン学習になっても、ゆとりある勉強ができるように最善を尽くされたいとしますがいかがでしょうか。お伺いをいたします。

4点目は、子どもの医療費病院窓口無料化をについてであります。

今では、全国ほとんどの自治体で実施され、もちろん県下では決めていないの

は本町だけと、国策でもある少子高齢化対策、子育て支援策の決定版、子どもの医療費病院窓口無料化であります。

今次のコロナ禍だからこそ、お金に心配なく、医者に掛かれるよう、また、手続き等でむやみな人との接触を少しでもしなくて済むよう、感染防止上からも窓口無料化は急がれ、多くの保護者の皆さんが待ち望んでいたところでもあります。

そんな中、先ほど福田議員質問でのご答弁で、小泉町長は実施を決断されました。この間、稲岡議員からも質問がありまして、多くの保護者の皆さんからの熱い要望でした。町長の決断を皆さんとともに大歓迎し、感謝を申し上げるものがあります。

今後はこれが国の施策になるよう、日本共産党、皆さんとともに求めてまいりたいと思います。どうぞご支援のほどをよろしく願いいたします。

それでは次の質問に移ります。

5点目は、住宅リフォーム助成制度の創設をについてであります。

今、県下では内灘町が町商工会と連携して、町内業者さんへの新型コロナウイルス地域経済対策として町民向け住宅リフォーム助成制度を再度立ち上げています。

住宅リフォーム助成制度は、もともと町内業者さんへの仕事おこし、町民の住環境改善、地域経済活性化策であります。しかし今、ひとつの観点として、新型コロナウイルス感染症対策では、室内の換気が重要視されています。住宅内の換気環境の改善、換気装置の設置、水回りの改善など感染症対策の新たな観点からも、本町でも住宅リフォーム助成制度の創設を早急に求めるものがあります。

最後に、原発ゼロ、志賀原子力発電所の廃炉をについてであります。

今、原発から出る高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場選定を巡って、議論が活発化しています。

高レベル放射性廃棄物とは、原発で使用済みの核燃料を再処理し燃料として利用可能なウランとプルトニウムを取り出した後に残される、極めて危険な廃液です。

これをガラス状に固めて封印し、地中深く埋設し、何千年、何万年と管理をするというものであります。ちなみに、ガラス個化体の表面の放射線量は20秒で致死量に達するレベルだそうであります。そもそも原発の稼働とは、それほどまで

にも、やっかいなものだったということでもあります。

今改めて、この使用済み核燃料、いわゆる核のごみに本気で向き合ってみるならば、もうこれ以上、誰も責任を持ってない核のごみを増やす原発は止めて、子ども達には原発のない未来を残す必要があるのではないのでしょうか。

北陸電力には志賀原発を廃炉にして、自然再生エネルギーに引き続き切り替えられますよう、求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、私の6点の質問とさせていただきます。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

中谷議員の志賀小5年、富来中1年に教員の緊急加配についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、議員ご質問の、1クラス20人学級の実施についてですが、教職員の配置基準については、国が基準を定め、各都道府県で学級編成基準を定めております。

石川県の小学校・中学校の学級編成基準では、原則1学級40人、小学校1年生については35人とされております。

さらに、配置基準の弾力的運用により、魅力ある学校づくりに資する教員配置要綱に基づき、県内では、1学級平均35人を超える小学校2・3・4年生及び中学校1年生につきましては、教員の加配が講じられております。

少人数学級を進めることにつきましては、教員の大幅な増員が必要となりますが、教職員の定数や加配につきましては、国の法令や予算に基づき、決定されております。

そのため、少人数学級の推進につきましては、国の責任において進められるべきものであると考えており、国の検討状況を注視すると共に、教職員の増員につきましては、引き続き、県の教育長会などを通じまして、国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急な教員の加配についてですが、まず、学校での感染症対策につきましては、本年8月6日に国が定めた学校の衛生管理マニュアルでは、本町のように感染者の少ない地域では、1メートルを目安に、学級内で最大限の間隔を取ることとされており、距離を確保できない場合

には、換気を十分に行うことや、マスクを着用するなどを併せて行うことにより、密を避けるように努めることとされております。

現在、志賀小学校では、引き続き教室の扉を外して、授業で活用するワークスペースを利用しまして授業を実施しております。

また、富来中学校では、学級内で最大限の間隔を取り、換気を十分に行い、マスクを着用して授業を行っております。

したがって、現在、国の基準に基づいた対応が、十分にできていると判断しておりますので、教員の緊急加配は必要ないと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

中谷議員の子どもの医療費病院窓口無料化についてのご質問にお答えいたします。

このことについては、先程、福田議員のご質問に町長がお答えしたとおり、今後、石川県や医師会、審査支払機関などと調整を進めながら、必要なシステム改修を行い、令和3年度のできるだけ早い時期から実施できるように取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 はい、議長。

中谷議員のご質問にお答えいたします。

はじめに介護報酬コロナ加算の自己負担分の補助制度の創設についてであります。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の費用に充てるため、通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所に対して、本年6月から、臨時的な特例措置での追加加算等による介護報酬算定を可能としております。

この措置は、介護支援専門員と連携のうえ、利用者の事前同意が得られた場合に限られております。

また、通所系・短期入所系、両サービスとも、特例措置の回数の制限が設けられているため、利用回数全てに上乘せが適用されるものではありません。

この特例措置は、国が臨時的な取り扱いとしていることや、介護保険制度の趣旨

である受益者負担の観点から、利用者の同意を得て、本人負担の増額に相当するサービスを受けているものであり、町独自の補助制度の創設は考えておりません。

町としましては、今後も国の動向を注視すると共に、事業所における感染症対策の徹底を依頼し、安心して施設を利用できるよう努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス抗原検査の限定者への補助制度についてであります。

議員がおっしゃる町内の高齢者施設とは、主に、介護保険事業所を指すものと思いますが、当該事業所の職員数は、8月31日現在で、548人となります。

これらの方々のうち、希望者に対する抗原検査の補助についてであります。事業所には、訪問型と入所型、そして通所型があり、それぞれの事業形態によって感染リスクに差があることから、一概に、高齢者施設の職員の感染対策をとというわけにはいかないところであります。

また、検査は1回限りではなく、毎月又は定期的に行わないと意味をなさなため、検査機会は多く、費用も多額となるため、現時点では、町レベルでの補助は困難であると考えております。

さらに、抗原検査の精度の問題があり、一般的には50パーセントということから、偽陰性となる可能性は払拭できず、抗原検査によって陰性を証明できるものではないと考えております。

以上のことから、町としましては、補助制度を創設することは考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の原発ゼロ、志賀原子力発電所の廃炉についてのご質問にお答えいたします。

志賀原子力発電所2号機につきましては、現在、原子力規制委員会において、法律に基づく新規制基準への適合性に関する審査が行われております。

本定例会初日の提案理由説明で町長が述べましたとおり、去る7月10日に開催された審査会合では、北陸電力から示された評価対象断層9本の活動性評価データについて、細部にわたり確認が行われ、一部データについての指摘はあったものの、大筋

で理解は得られたとの報告を受けております。

今後も、継続して審査が行われるとのことですので、町としては、その状況を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 吉村まち整備課長。

吉村満まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の住宅リフォーム助成制度の創設についてのご質問にお答えいたします。

国では、新型コロナウイルス感染防止対策として、多数の人が利用する商業施設などにおいては、空気調和設備、機械換気設備による換気対策を推奨しておりますが、一般家庭においては、エアコンや換気扇などの活用や、部屋のドアを開けた状態で扇風機を使用することなどを換気対策として推奨しております。

また、本町では、新型コロナウイルス感染症対策として、地域経済の維持や住民生活の支援を目的に、町民に2万円を給付する特別定額給付金をはじめ、売上が減少した事業者を支援する中小企業等緊急支援給付金や、飲食店を支援するプレミアム食事券など、即効性のある町独自の事業を実施しており、今後、子育て世代を支援する新生児応援特別給付金事業も予定しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、町内に幅広く波及する新たな事業について、検討していきたいと考えております。

このことから、議員からご指摘のありました、換気環境の改善や換気装置の設置などを対象とした、一般住宅向けのリフォーム助成制度の創設は、考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

4点について再質問をさせていただきます。

まず、介護報酬コロナ加算自己負担分の補助ですが、これは現に長野県飯田市で実施をしています。財源は今の新型コロナ対策地方創生臨時交付金を原資としています。飯田市では利用者に負担増の押し付けはできないし、事業者の減収補填はかせないと両面での独自の補助を行っています。そういった立場

から本町でもご一考を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は抗原検査への補助ですが、抗原検査はPCR検査に比べまして若干感度はおとりますが、安くて早くて保健所などへ回さなくても手前でできます。感染の4割は無症状と言われています。これをいかに早く見つけて保護をするか、これが求められています。少なくとも介護事業所関係の不安のある希望者にまず抗原検査の補助をしていただきたい、このように思うのですが、いかがでしょうか。

3点目は志賀小5年、富来中1年への教員緊急加配についてであります。先日、日本共産党能登議員団で県へ町のとくじょうを訴えてまいりました。

今後ですね、県とも協議していただいて子ども達にゆとりある勉強をプレゼントしてあげてほしいと思います。学校もやっぱり同じでありまして、基本は2メートル離れる、少なくとも1メートルを確保する、このことが求められます。どうかご尽力のほどよろしくお願い申し上げます。

4点目は住宅リフォーム助成ですが、これもコロナ禍での地域経済活性化策です。全国的には効果抜群で実証済みです。県下でもいくつか実施例がありますが、あまりにも好評すぎて続けられないのだと思います。ぜひご一考願いたいと思います。

それでわたしはこの4つを共通しているのは、いずれも新型コロナ対策ですから、財源は第2次地方創生臨時交付金に求めることが工夫次第でできるのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上、4点です。

村井直健康福祉課長 議長。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 中谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず、介護報酬コロナ加算の自己負担分の補助制度の創設についてでございます。

先ほど他県の事例等もだしておいでしましたけれども、本町の考えでございますけれども、この特例措置は国が臨時的な取り扱いとしていることや介護保険制度の主旨である受益者負担の観点から、利用者の同意を得ております。そして、本人の負担の増額に相当するサービスも受けていると、こういったことから、町独

自での補助制度の創設は考えていないということですので、ご理解をお願いいたします。

続けて、新型コロナウイルスの抗原検査の補助についてでございます。

抗原検査、先ほども申し上げましたが、まず精度の問題があるということで、一般的には50パーセントの精度ということから偽陰性となる確率も高いものです。

そしてまた、これによって、抗原検査によって陰性を証明できることにはつながらないと、そのように考えていることから、補助制度を創設することは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず、少人数学級の教室につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、引き続き県の教育長会等を通じて、また要望してまいりたいというふうに考えております。

また、小中学校の感染対策でございますけれども、国の対応マニュアルは感染状況に応じまして、一か月程度で修正、バージョンアップしてまいります。その国の指示を受けまして町として新しい衛生管理マニュアルを作成いたしましたので、その通り沿いまして、児童生徒の安全・安心を第一に指示対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、中谷議員の再質問に対するお答えといたします。

吉村満まち整備課長 はい、議長。

寺井強議長 吉村まち整備課長。

吉村満まち整備課長 中谷議員の再質問についてお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、町ではそれぞれ幅広く、町内に幅広く波及するよういろいろと取り組んでおりますので、新たな事業については検討していきたいという答弁でありました。また、県内の市町、実施市町については内灘町のみであり、現在期間限定ということですので、現在、町としてはリフォーム助成制度の創設は考えておりません。

以上です。

寺井強議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

最後に改めてご一考をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

寺井強議長 7番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい、議長。

私の方から3点に当たって質問していきたいと思います。

1点目に北前船の日本遺産追加認定についてであります。町長の今議会の提案理由説明の前口上にもありました。また、広報9月号でも大きく紹介されています。文化庁が認定する日本遺産で、2017年に認定された北前船ゆかりの「荒波を超えた男たちの夢が築いた異空間」に白山市と共に志賀町も追加認定されました。喜ばしいことだと思います。

15年度には、「能登のきりこ祭り」も認定されています。

文化庁の規定では、従来の文化行政と違って、この日本遺産という制度は保存重視の行政では地域の魅力が十分に伝わらないので、パッケージ化した文化財群を一体的にPR、地域のブランド化・アイデンティティの再確認を促進するための制度と読み取れます。

今回の北前船は石川県を含めて北海道から日本海沿岸の全県、中国地方や関西地区まで含めて、北前船が寄港したほぼ全県が対象地域となっています。県内の認定自治体は輪島市、志賀町、金沢市、白山市、小松市、加賀市の計6市町となっています。

文化庁の説明では、複数の市町村にまたがってストーリーが展開するシリアル型と言われています。

何でも運んだ北前船は、動く総合商社ともいわれ、日本各地の食文化にも大きな功績を残したとも言われています。また、寄港地の日本各地には、北前船で財を築き、偉人や豪商と慕われている人物も多く、それぞれの地域で語り継がれているようです。

それでは、具体的に志賀町との関係について質問に入ります。

今回の日本遺産の申請したいきさつについて、町独自の発想だったのか、あるいはまた、県内関係自治体との協議だったのかをお聞きします。

次に私はこれまでは北前船といえば福浦、門前の黒島という思い込みでいまし

た。安部屋地区西海地区の生まれで活躍された方がいたことは、残念ながら今回初めて知ることができました。

そこで、小中高生におきましては学校で郷土史等、高齢者につきましては羽衣大学、志賀チャンネルなど、さまざまな機会を通して、郷土の歴史と日本遺産の持つ意義を確認していくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、町民向けにわかりやすい解説書などを作成することは考えているのでしょうか。

さらに、今年度は文化祭・公民大会などの行事は中止となるかもしれませんが、文化講演会などで、町内の方で語れる人に語ってもらう、あるいは調査に携わっている町職員による講演会・報告会などの機会を作ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、3番目です。教育委員会では「関係資料を集め、活性化につなげたい」と新聞の取材に答えています。関係するかなりの資料はすでに福浦地区では揃っており、まとまった著作も出版されている現状からすると、資料の整理と展示等にはさほど時間がかかるとは思いませんが、公開できる目途は、特別展の開催等はいつ頃を予定しているのでしょうか。

また、電子媒体を通じての展示や全国の北前船関係の資料館や文献等へのアクセスにもつなげていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

北前船関係では最後の質問です。町長は提案理由説明で、認定されている全国47の自治体と連携しながらと大風呂敷を広げていますが、県内では日本遺産の北前船に関係する全国の自治体では協議会のような形で連携して活動している自治体もあります。志賀町としては、まず県内の他の自治体と連携しながらこの追加認定を生かしていくことが最初の一步ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員の北前船の日本遺産追加認定についてのご質問にお答えをいたします。

日本遺産とは、有形無形の文化財群を組み合わせながら、地域の歴史的魅力や特色をストーリー化し、観光振興などに利用することを主眼に置いた、文化庁が認

定する事業であります。

議員ご質問の、この度の認定申請については、認定の要件が緩和されたこともあり、令和元年 11 月に、本町独自で申請をし、追加認定に至ったものであります。

また、全国の自治体との連携についてであります。認定自治体及び関係団体が連携のもと、観光振興などによる地域の活性化を推進していくことを目的に、北前船日本遺産推進協議会が設立されており、既に、本町も加盟をし、現在、全国 48 市町で活動をしております。

町としては、本協議会の活動を通じて、さらに関係自治体との連携を図り、日本遺産の保存継承と地域ブランド化を推進していきたいと考えております。

また、町では、この日本遺産を観光資源として情報発信するため、石川県観光連盟や旅行代理店と連携をし、観光ツアーを企画することも検討し、さらなる交流人口の拡大に繋げていきたいと考えております。

ちなみに先ほど堂下議員のお話の中にもありました安部屋地区生まれの活躍された方というのは小酒屋半左衛門と言いまして、その方は私の本家にあたり親戚になる方でありますので、よろしく申し上げます。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、教育長から答弁させますので、よろしくお願いたします。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

堂下議員の北前船の日本遺産追加認定につきましてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、様々な機会を通して、郷土の歴史と日本遺産の持つ意義を確認していくことについてであります。

小中学校については、現在、小学校 6 年生、中学校 1 年生のふるさと学習の授業で志賀町の歴史や伝統文化として、北前船の歴史を取り上げており、今後、日本遺産に認定されたことなど、より一層の教育に努めていきたいと考えております。

また、高齢者を対象とした羽衣大学や大勢集まる講演会などにつきましては、現在のコロナ渦における開催は難しいと考えており、今後、PR 資料などを作成しまして、

しかチャンネルで放送することを検討しております。

解説書などにつきましても、認定された構成文化財の町ホームページへの掲載をはじめ、今年度中には、本町の北前船関係の詳細な説明、散策コースを記載した日本遺産北前船ガイドブックを作成し、町内外に向けて情報発信を行っていきたいと考えており、今定例会の補正予算に必要経費を計上しているところでございます。

また、特別展の開催などについては、本年11月頃を予定しており、現在、資料など公開展示の内容について、福浦港区と協議しているところであります。

先ほど、町長が答弁しましたように、協議会すなわち北前船日本遺産推進協議会には本町もすでに加盟しており、本協議会のホームページにおいて、今年度中に、本町の構成文化財等についても、資料が閲覧できるようになる予定であります。

次に、全国の関係自治体との連携についてであります。北前船日本遺産推進協議会では、毎年、数回のフォーラムを全国各地で開催しており、北前船資料の公開・現地視察・勉強会などが行われております。

今年は、10月2日に山形県酒田市で開催され、追加認定を受けた3市町に認定書が授与される予定でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、残念ながら中止との連絡を受けたところであります。

また、全国を各地区ブロックに分けた活動も行っており、本町は、昨年11月から北陸ブロックに加盟しており、本年10月25日に白山市において、フォーラムが開催される予定であります。

なお、この際に、山形県酒田市で中止となった認定書の授与が行われることとなっております。

今後も、本町の歴史遺産を伝えていくと共に、関係自治体と連携を図りながら、全国に情報発信をしていきたいというふうに考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

今ほどの答弁で私もかなり認識を新たにしたいと思います。全国の寄港地を案内した本とかがホームページにありますけれども、残念ながら志賀町のことが出てこなかったものですから、あるいはまた調査もそこまで僕も行きつかなかったかもしれないけれども、そういった意味では即出てくるような形で志賀町の宣伝

もぜひしておいてほしいというのが実感であります。

それと、あの、本年度はいろんな意味で文化祭とか、講演会とか、羽衣大学とかむずかしい状況であると思いますけれども、せっかく志賀町の職員のなかでいろいろと調べている人もいますので、そういう人たちは自分のスキルアップ、そういったことのために、ぜひともそういう場を検討してもらいたいと思います。続きまして2番目の質問に移ります。

新型コロナ禍での避難所の在り方等についてお聞きします。

国土交通省の調べによりますと、これまでに経験したことのない大雨が近年各地で起きており、全国 1741 市町村 2015 年末現在ですけれどもものうち、15 年までの 10 年間で一度も水害が発生していないは 49 市町村 2.8 パーセントにすぎないそうです。現在は 2020 年であり、この 5 年間だけ見ても、未曾有の水害が起きている状況につきましては、皆さんもご承知のとおりです。さらに、国土交通省の統計では、日本に 3 万以上の川があり、氾濫危険水位を超えた河川は 14 年には 83 だったが昨年は 403 まで増えていると。大河川だけでなく中小河川も氾濫し各地に被害をもたらすのが近年の傾向だと報告しています。だが、やはり身近に災害が起きたり、かつて住んでいたことのある所が被災したりしていると実感できなく、災害が予測される時に、素早い行動に移れないのも事実かと思えます。

今年7月の熊本県南部地方の災害につきましては、私もかつて住んでいた地域だけに、また仕事上行ったことのある地区ばかりだったので心が痛みます。

特に今回はコロナ禍での初めての豪雨被災であり、避難所の在り方をボランティア活動等も含めて、被害から学び、教訓とする課題が多いかと思えます。当町も含めまして、県内の各自治体でもコロナ対策を取り入れた避難所の設置運営のシュミレーションをされています。被災した八代市の担当職員も今後にも備えシュミレーションを薦めています。

そこで質問に入ります。町も7月にコロナ禍での自然災害を想定した避難所の開設・運営を町職員 20 名で訓練しています。訓練で課題を把握できたと新聞にありましたが、それはどのような課題で、現在は解決されているのか、あるいは対処できるようになっているのかをお聞きします。

次にケーブルテレビで訓練の様子を放映していますが、私も土曜日と今朝も見ましたが、多くの人に知ってもらうには、さまざまなメディア媒体を使うことも

必要かと思えます。いつでも、どこでも見られるようにしておく、あるいは、繰り返し見ることによって認識を深めていく必要があります。大切なことは、要は大事なことは繰り返し広報していくことが求められます。ケーブルテレビよりネットで情報を得る方が多くなっていると思われまますので、いつでもどこでも見られる環境を整えることが大事だと思えますが、その予定はおありでしょうか。

3番目に、少しずつではありますが、避難所の資機材が整えられつつあると思えます。段ボールベッドや間仕切りは今回のコロナ禍で全国的にも整備されつつあるように思えますが、町での充足率はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい議長。

堂下議員の新型コロナ禍での避難所の在り方等についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となります。

感染症対策に配慮した避難所運営を行うため、内閣府等が示す通知等を参考に、感染症対策に係る事項について、本年5月に志賀町避難所運営マニュアルの改訂を行い、これに基づき、7月に関係職員による訓練を実施し、開設・運営方法の確認を行ったところであります。

当日、参加した職員の意見や、訓練終了後に実施したアンケート調査では、いくつかの課題も出されており、その主な意見や改善点では、まず、避難室に入る際に、床のほこりやチリが舞うことによって、感染リスクが高まることを防ぐため、避難室内は靴を脱いで土足禁止とし、使い捨てスリッパを履くことに改善することとしました。

また、症状がない避難者のスペースについても、飛沫を防止するため、間仕切りテントを設置することとしております。

さらに、防護服等の着脱方法についても、着脱手順を示した資料を作成し、運営にあたる職員が感染しないような対策を取ることにしております。

このほかにも、エコノミークラス症候群を防止するため、座りながらできる体操を紹介するポスターの掲示や、避難者の動線をより分かりやすく変更するなど、実際の避難所で訓練したことによって、多くの改善点を見出すことができたのでは

ないかと考えております。

こうした、避難所運営訓練は、今後も継続して行う予定であり、多くの職員が参加することで、技能の習熟を図り、避難所の円滑な開設と運営を行っていくと共に、避難者と職員の安全を確保していきたいと考えております。

なお、今回の訓練の様子については、避難所における感染防止対策を町民に広く知ってもらうため、8月16日から昨日までに128回、ケーブルテレビで放送されており、今後、ユーチューブでも、視聴することができるよう準備を進めているところであります。

次に、避難所における感染症対策の資機材の整備状況についてであります。

発生する災害の規模や被災人数によって避難者数も大きく異なり、充足率については、一概に示すことはできませんが、町では、発注済みを含めまして、現在備蓄している資機材として、簡易ベッド262台、マット類1千235枚、室内用テント44張、段ボール間仕切り70区画分を備蓄しており、災害時には、これらを最大限に活用していきたいと考えております。

そして、資機材のさらなる充実を図るため、段ボールベット60台、簡易ベッド92台、マット類120枚、間仕切りテント46張分の整備費を、今定例会の補正予算に計上させていただいているところであります。

今後とも、避難所における必要な資機材については、整備を進めていく予定であります。町民の皆様には、広報しか7月号と併せて全戸配布した、「我が家の防災会議」等を活用し、日頃から災害に備え、周辺の危険個所の確認や安全な避難経路について、ご家族で話し合っただき、併せて、新型コロナウイルス感染症対策を含めた、非常持ち出し品等の準備をお願いいたします。

なお、避難所の過密状態を防ぐため、避難所への避難だけでなく、可能な場合には、安全な親戚や友人の家などへの避難も検討していただきたいと思っております。

町としては、今後とも、必要な資機材の整備や訓練を重ねていくと共に、災害の状況に応じ、柔軟で適切な対応を心掛け、町民の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

避難所をめぐってにつきましては再質問を1点させていただきます。今回の台

風 19 号でも 10 号でもそうでありましたが、いわゆる避難場所が過密状態にならないようにということで、今まで用意されていた避難場所じゃなくて、いろいろと増やしたとかよそへ行ってもらったという話もありましたけれども、そういった点につきまして、避難所の、今までに考えていた以上の、たぶん場所も用意していると思いますけれども、そういったことにつきましては十分な検討をされているのでしょうか。

小泉勝町長 議長。

寺井強議長 はい、小泉町長。

小泉勝町長 議長。堂下議員の再質問にお答えします。

この度のですね、台風 10 号での避難所での定員を超える避難者が殺到して断ったとか、あるいは入りきれなかったということでもありますけれども、志賀町においてはですね、このような場合には避難指定所である地域交流センターと富来活性化センターを開設していますけれども、状況を見極めながら順次その他の公共施設を避難所として開設することとしております。

またそれでも不足するような場合には、公民館や地区の集会所を地区避難所として、公民館や区などに対して開設を依頼し対応していきたいと考えております。

なお先ほど課長の方からも答弁ありましたけれども、住民の皆様には避難所の過密状態を防ぐため避難所への避難だけではなく、安全な親戚や友人の家、あるいはホテルなどにも非難を検討していただきたくようお願いを申し上げます。

以上であります。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 それでは最後の質問に移ります。

志賀町内には 6 事業所の風力発電所が計画されていますが、景観もさることながら健康面ではかなりの悪影響が心配されますが、町の対応を聞くものであります。

今年に入り私の住む地区にも 2 事業所から風力発電所建設計画についての資料が配布され、1 つの事業所からは 1 月に概要の説明を受けています。また、この間、県道沿い等で渡り鳥や猛禽類の生息調査を毎月、数日かけて調査をやっている現場も目撃しております。

8月27日の新聞1面記事で、能登半島には9事業所で154基の建設計画があることを初めて知り、驚いている次第です。しかも、そのうち6事業所は志賀町全域が立地エリアとなっています。そのほとんどは富来地区です。現在はまだ立地エリアの指定で、実際の風力発電所建設の立地地点・地番の確定が明確ではありませんので、関係する地区の町民の多くの方は実感されていないことと思います。

配布された図面を見ますと、エリアから一番近い距離は800メートルから1400メートルあるいはだいたい3千メートル以内と表示されています。

私は風力発電につきましては一概に否定するものではありませんが、それでも自然景観・環境や鳥類への影響、そして最も身近な人への健康の影響を懸念しています。また、今後この点が一番大きな心配ごととなるでしょう。

既に稼働している町内での影響について地元の方よりお聞きしたところ、風力発電所稼働当初は、稼働時の音、静止時の風を切る音でうるさかったがそのうちになれたという人も多く、実態は個人差が大きく黙ってしまったのかもしれませんが。お隣の中島地区では、風力発電所の真下に住んでいる人は二重窓にしてしのいでいるとのことも聞いています。

予定される154基のうち相当数のものが志賀町町内に立ち並ぶことが推測されます。

騒音・開発による土砂災害問題を含めて、町としては、関係地区と事業者の問題として関知しないということにはならないと思います。

大規模な建設計画だけに、未知の新たな問題も今後噴出してくるでしょう。町内に関係する事業所だけでも6事業所になるわけですし、計画のスケジュールもかなり重なっています。現在の担当職員だけで対応できるのか心配になります。

まずは、現在の町内における風力発電所の実態調査をすべきだと思います。測定器での調査だけではなく、住民からの聞き取り調査も必要です。騒音を実感しておくことも求められると思います。

小高い所から見たら風力発電所の中に町があるという風景になりかねません。町として今回の計画をどのように捉えており、また対処しようとしているのかお聞きします。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の風力発電所の建設計画についてのご質問にお答えいたします。本町では、現時点で稼働している風力発電は、6事業22基あり、また、現在、公表されている本町及び本町隣接地域で計画中の事業は、富来地域で6事業96基、志賀地域に4事業38基の合計10事業134基となっております。

現在稼働している風力発電事業については、環境影響評価法の規定の適用を受けない、自主的な環境アセスメント等により建設、稼働が行われております。

一方で、計画中の風力発電事業は、同法の規定により、必ず環境アセスメントを行う必要のある、出力1万キロワット以上の第一種事業が大部分を占めております。

これらの大規模な事業においては、事業者は、法の規定に基づき、地域住民等に対し、計画の段階ごとに、計画図書の縦覧や、住民説明会など意見を聞く場を設ける必要があります。関係自治体に対しては、県知事から、第一種事業の認可者である経済産業大臣への知事意見形成のため、町長に対して、環境の保全の見地からの意見を求められることになっております。

現在計画中の風力発電事業における、町長からの意見としては、環境影響評価項目に従い、騒音・低周波音、水質、風車の影をはじめ、動植物や生態系への影響、主要な眺望や景観資源のほか、他事業の風力発電に係る累積的な影響や災害防止対策の配慮などについて、総合的な見地から意見を出しており、今後の計画に関しても、住民生活への影響が最小限となるように、十分に配慮した意見を述べていきたいと考えています。

なお、過去には、風力発電施設からの騒音発生之苦情が寄せられたことがあり、その際は、町から事業者に対して、申し入れをしてきたところではありますが、このような事態が発生しないよう、先の意見提出や直接事業者からの事業説明等の場において、特に、住宅等から近い距離で風力発電設備を設置する計画に対しては、環境省が示している風力発電施設から発生する騒音に関する指針を遵守すると共に、町内に多く点在する、静穏な集落の実情を十分に配慮するよう求めているところでもあります。

また、大規模な事業だけでなく、小規模事業についても、風力発電事業を計画するにあたっては、町として、事前に事業計画を把握しておくと共に、本町の良好な

自然、景観、生活環境に及ぼす影響の低減をはじめ、設置区域及びその周辺地域における設置に起因した災害防止に十分配慮するよう求めることを目的として、本年3月に志賀町再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱を定め、指導を強化しているところであります。

このように、本町を含めた周辺地域における風力発電事業は、その風況等から、再生可能エネルギーとしての有効性や経済性も確立されつつあると思われませんが、地域への弊害も考えられることから、地域や住民の生活環境への影響を最小限にしていくと共に、今後とも、何よりも設置される周辺住民の合意形成を得るよう、強く求めていきたいと考えております。

なお、風力発電事業に関して、問合せや苦情があれば、町として相談を受け、当該事業者に対して改善を求めていきますが、設置に関しての実態調査等については、既存の風力発電施設は、法律に則った民間事業者の事業活動であり、また、事業者と土地所有者や地域など、民々の協定締結等、それぞれの事情も考慮した場合、住民からの聞き取りなどの調査を町が実施することは、適当でないものと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

堂下健一議員 はい。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 風力発電所問題につきましてはかなり町としてもいろいろな意味で対応するということではありますが、いわゆる環境省の10年前の報告書でありますけれども、そこの中にもやはり騒音とか低周波音あるいは大規模とか数によってかなり48パーセントの不满、いろいろな苦情がでていたという報告もあります。あるいはまたその中にはですね、複数の事業者がやっているのでほんとは場所によっては風力発電所の中に地域があるというような写真とか絵もありますので、そういった意味におきましてはかなりこれから注意をして、われわれに対する健康面はもちろんでありますけれどもいわゆる、林道をつけたときの法面が崩壊するとかそういったことも起きているようでもありますので、その都度その都度やっぱりきちっとした対応をしていくことが重大なことだと思います。そういう意味におきましては、町としての関わりはほんとに重要なポイントを占めると思いますので、再度、町長の意見を伺って終わりにしたいと思

います。

小泉勝町長 議長。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 堂下議員の再質問にお答えをします。

風力発電事業の計画あるいは計画後について、町としてもっと関与すべきではないかということでありますけれども、先ほど課長が言いましたとおり、事業計画に対しては、町として意見が言えるのは環境保全の知見のみからであり、事業自体の賛成や反対を言える法的根拠ありません。

しかしながら町民からの騒音の発生等の苦情が寄せられた場合には環境保全の知見から事業者に対して改善を求めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 町は当然反対とか賛成とかを言える立場ではないことは十分わかっております。ただ、そんな問題が起きたときにきちっと地域のみなさんの相談に乗ってほしいということを最後をお願いいたしまして、私からの質問を終わります。

寺井強議長 4番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

4番 稲岡健太郎、42歳です。もうすぐ43歳になりますが、子育て世代です。子育て世代のひとりとして今回の子ども医療費窓口無料化、たいへんありがたく思いますし、財政厳しい中、ご決断頂いた小泉町長に心から敬意を表するものです。

それでは通告に従いまして大きく2点質問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きいたします。インフルエンザの予防接種についてです。

ちょうど1週間前に、本町初の新型コロナウイルス感染者が確認されました。全国的には第2波のピークを迎えたとみられるようですが、石川県では同日、過去最多となる27人の新規感染者が確認され、予断を許さない状況はいまなお続いているといえます。

病床のひっ迫具合を示す指標となっている病床使用率については、9月2日時

点で、石川県は 54.3 パーセント、昨日の時点で 50.何パーセントかとなっておりますが、使用率 68 パーセントの沖縄県とともに、最も深刻とされるステージ 4 に分類されています。

厚生労働省の専門部会は先月 26 日、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え、インフルエンザワクチン接種を高齢者や子どもから優先的に受けてもらう案を了承しました。

インフルエンザは新型コロナ感染症と症状の見分けがつきにくく、感染を警戒して接種の希望者が増えると見込まれることから、厚生労働省は混乱を避けるために、優先接種の対象を決める必要があると判断しました。ただし、これには法的な強制力はなく、自治体や関係団体と連携し、協力を呼び掛けていく、というところまでです。

厚生労働省によると、今年の冬のインフルエンザワクチン供給量は、4 種類のウイルスに対応するようになった 2015 年以降最大の約 6 千 300 万人分になるとしており、政府はメーカーに増産を呼び掛けてきましたが国民全員分には遠く及ばないのが現状となっています。

加藤勝信厚生労働大臣は会見で「限られた数量の中で、いかに必要な方に混乱なく打っていけるようにするか、対策を考えたい」と述べられました。

10 月前半からは優先的に接種が受けられるのは、公費で費用を一部負担する定期接種の対象となっている 65 歳以上の人や、60 から 64 歳で心臓や呼吸器の機能に障害がある人となっています。それ以外の人には 10 月後半からの接種が望ましいとされていますが、できるだけ、医療従事者や、高齢ではないが重症化するリスクが高い持病のある人、妊婦、小学校 2 年生までの低学年の子どもを優先させてほしい、としています。

このように数に限りがあるインフルエンザワクチンですが、新型コロナとの同時流行を避け、医療崩壊を防ぐために、国が示した優先順に、確実に予防接種を受けてもらう必要があると考えます。

そのための積極的な予防接種の呼びかけはもちろんですが、それと合わせて、予防接種に掛かる費用の公費負担助成率の拡充を行ってはいかがでしょうか。

インフルエンザ予防接種費用の一部を自治体が独自に公費負担する助成制度の中身を、今シーズンは拡充する動きが全国的に広がっております。

9月3日、東京都は、インフルエンザと新型コロナウイルスが同時に流行した場合、患者の重症化や医療機関の負担が増える恐れがあるとして、60歳以上で基礎疾患がある人と、65歳以上の高齢者には、インフルエンザの予防接種を実質無料とすることを決めました。

県内では能登町が、今年度は1歳から18歳と65歳以上を対象にインフルエンザ予防接種費用を無償化するそうです。経済的負担を軽くすることで接種率の向上を図り、インフルとコロナの同時流行に備えるためです。また津幡町も同様に公費負担助成を拡充する予定と聞きました。

本町においても、これまで子どもや高齢者等への助成は行われてきたわけですが、今シーズン、優先すべき対象者のこれまでの助成率を拡充し、例えば無償化するなど、何らかの対策を講ずるべきだと考えますが町長のお考えをお聞かせください。

次に新型コロナウイルスの検査体制についてお聞きします。

昨日、石川県と県の医師会は、県内約230診療所が新型コロナウイルス検査に参加するための集合契約を締結しました。これにより、石川県においては現在の6.5倍に当たる1日1千500件の検査が可能になり、人口当たりの検査可能件数は全国トップクラスとなる見通しです。また、県内19の病院にPCR検査機器を新設する予定と聞いております。

住民にとって身近なかかりつけ医で、症状がよく似たインフルエンザとの判別ができ、また、コロナの早期発見で拡大を防ぎ、経済正常化にもつなげる見込みとのことです。なお、230の診療所は内科医を中心として、県内4つの医療圏に分散して配置されますが、診療所名を公表するかは今後、協議していく、とのことです。

この集合契約によって、医師の判断で行政検査や保険適用検査が可能になり、患者の医療費負担はなくなるわけですが、例えば、県外出張や企業・個人宅などを訪問する際、あるいは冠婚葬祭や災害時の避難など、たとえ小規模でも人が集まる必要がある場合、また、高齢者施設などで働く方々などは、無症状でも検査を受ける必要があったり、また、自分自身が無症状のまま感染源となることを恐れ、検査を強く希望したりした場合などは、これは自由診療扱いとなり、公的補助はなく、全額自費で検査を受けることとなります。この場合医療

機関によっては2万円から4万円の検査費用がかかってしまいます。

このように検査に掛かる費用が自費となってしまう場合の負担について、独自に費用を出す自治体も出てきています。

加賀市では、対象者は高齢者や重症化リスクが高い人、介護施設の職員などに限られますが、3万円のPCR検査費の3分の2を市が負担する計画を発表しました。

さて、本町としては、県の検査体制の拡充に対して、どう対応していくお考えでしょうか。また志賀町独自に検査体制を構築する考えはあるのでしょうか。お聞かせください。

続いてスクリーニング検査についてお聞きいたします。

スクリーニング検査とは、大勢の人の中からその病気の疑いのある人を早く発見し、早期の適切な治療や病気のコントロールにつなげるための検査のことです。

今般の新型コロナウイルスに関しての町内の有病率や感染傾向の指標とするために、例えば役場庁舎内や町立病院内、小中学校の学年単位などでスクリーニング検査を実施してはいかがでしょうか。

以前、報道で金沢大学と富山県立大学による共同研究で、下水中から新型コロナウイルスを検出することに成功した、とありました。感染拡大のわずかな兆候を早期発見できる可能性もある、として期待が高まっていますが、感染状況を把握する上でも重要な研究成果だと思います。

今後の第3波や第4波に備えた取り組みとして、下水を活用した疫学調査等も検討してはどうでしょうか。

また、あるいは勤務する社員が安心して業務を行えるよう、町内企業が自社内のスクリーニング検査等を実施する際に費用を補助してはどうでしょうか。

以上、お考えをお聞かせください。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 はい、議長。

稲岡議員の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、インフルエンザワクチンの積極的な接種の呼びかけと、町として、接種費用の助成率の拡充についてであります。

接種の呼びかけについては、先ほど南正紀議員の質問に対する答弁のとおり、防災行政無線、広報、ホームページで早期の接種を強く推奨してまいります。

接種費用の助成については、現在、高齢者には1千300円の自己負担、18歳までの子どもには2千円の助成制度がありますので、拡充の考えはございません。

続いて、県の検査体制拡充への本町の対応についてですが、原則的に、殺到や混乱を避けるため、現在のところ、県は検査機関を非公表としており、町内開業医等での実施状況は把握できないことから、県の対応に委ねるほかないと考えております。

なお、町立富来病院において、専用の検査機器を購入し、PCR検査及び抗原定量検査を実施する体制づくりを整備する場合には、換気機能がある専用の検査室を設けることと、専任の検査技師の配置が必要となりますので、現状では難しいと聞いております。

本来、この検査は、厚生労働省が示す指針に記される症状要件を満たし、医師が必要と判断した場合に、行政検査として実施されるものであり、自発的に行う検査は、あくまで自由診療、つまり、実費扱いとなるもので、町独自で任意検査を実施することは難しいと考えております。

続いて、役場や病院、学校等でのスクリーニング検査と下水を活用した疫学調査、企業のスクリーニング検査の補助についてです。

町のスクリーニング検査については、現段階では、町内の感染状況を見極めると共に、他市町の動向などを踏まえて判断していきたいと考えております。

企業については、自らが行うべきことであり、検査補助は考えておりません。

また、疫学調査については、今後の感染状況を見ながら判断してまいりますと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。ご答弁ありがとうございます。

再質問いたします。

志賀町としては、先日発行したプレミアムお食事券、あるいはその前の2万円の独自給付、あるいは中小企業に対する持続化給付金など経済対策については積極的に行ってきたわけですが、疫病対策についてが少し弱いんじゃないかなとい

う印象が拭えないかなと思っております。

先ほどの答弁についてですが、インフルエンザの拡充、医療費助成拡充、接種費用の助成の拡充はちょっとむずかしいということですが、例えばですね、昨日の新聞報道で渋谷工業が新型コロナとインフルエンザの感染の有無を同時に調べることができるPCR検査装置を開発すると発表しています。これは従来の1時間が3分に短縮でき、全行程15分でできるようになるというたいへん画期的な仕組みなわけなんです、こういった新たな技術や知見はどんどん開発されてきているわけで、町としてもそういったものを積極的に取り入れて、柔軟に今後の対応にあたっていただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

あとスクリーニング検査についてなんですが、これも昨日少し見送りになったという風にきいているんですが、世田谷モデルといわれる、いつでも、だれでも、何度でも、でしたか、PCR検査が今ほど申し上げたとおり、いつでも何度でもだれでも受けられるという体制を整えるという東京都世田谷区の取り組みなんです、これは1日の検査能力2千件から3千件まで増強し、医療機関や介護施設、保育関係者などのエッセンシャルワーカーについて定期的に検査を行うことなんです、この莫大になると思われる費用をプール方式と呼ばれる検体をまとめて採取する方法で、スクリーニング検査のようなことをする、そういった手法もあるということなんです、これは昨日見送りになったということで、ちょっと、この理由についてはわからないんですが、こういった他の自治体のいろんな事例もどんどん取り入れて、疫病対策をもっともっと充実させていただきたいと思えますので、どうかご検討のほどをお願いしたいと思えます。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 稲岡議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、渋谷工業の検査のこと、事例をだしましたけれども、私も今新聞で見える限りの情報でしかわからないので今後また情報収集にあたっていきたいと思っております。

それから、スクリーニング検査で世田谷区の事例の話を用いられましたけれども、中止ということですが、私が今知る範囲では、世田谷区が介護、保育士などに無料でPCR検査をするという、いわゆる社会的検査を導入するとい

うどうも計画であったということでございますが、本町と比較しますと人口ですとか感染規模の状況、それから検査実施機関の状況、さらには特別区なので保健所を有しておる自治体ということから、それらを総合的に勘案しますと、やはり保健所を持たない市町においてはなかなかそういったことはむずかしいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、稲岡議員の再質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 ご答弁ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。

電子図書館についてお聞きします。

タブレット・スマートフォンなどで閲覧可能な電子書籍を貸し出す電子図書館を運営する自治体が、今般のコロナ禍を背景に増加傾向にあります。この電子図書館は海外では何年も前から普及しており、アメリカの公共図書館の約 95 パーセントが電子書籍サービスを導入しているのに対し、日本の自治体では約 7.2 パーセントとその差は歴然です。

電子書籍サービスは年々増え続けていて、ヨーロッパやアジア、アフリカなど世界中に拡大を続けており、世界の公共図書館のスタンダードとなりつつあります。

多くの分野での ICT 化が世界と比較して遅れている日本ではまだまだ馴染みが薄く、コロナ禍の中で以前よりは導入が進んできているとはいえ、7月1日時点で電子図書館を運営しているのは、国内すべて合わせて 100 の自治体にとどまっております。

本サービスは 24 時間 365 日いつでも、タブレット等を使いオンラインで電子書籍を借りることができ、また、返却期限がきた電子書籍は自動的に閲覧ができなくなることから、返す手続きも不要になっております。

これは、図書館に行きたくても行けない人への読書機会の提供につながり、また若者の本離れに対して一定の効果も期待できると言えます。またあるいは、図書館に行かず、書籍に触れないことにより、感染症の拡大を防止できる住民サービスとして、全国で導入が加速しています。

近隣では野々市市、氷見市で既に導入されていますし、内灘町でも、去る 3 日

の議会定例会で同様の質問が相次ぎ、導入に向けての方向性が示されております。

本町での今後の導入についてお考えをお聞かせください。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 議長。

稲岡議員の電子図書館についてのご質問にお答えをいたします。

電子図書館とは、デジタル化された書籍・雑誌等をインターネット経由で図書館内及び館外から利用できるシステムを備えた図書館を総称して、電子図書館と呼んでおり、国内では、平成22年頃から、電子書籍の普及と共に、貸し出しを行う公共図書館が増加しています。

県内では、野々市市立図書館が平成29年11月に導入しており、全国的には、100自治体で導入され、その比率は7.2パーセントとなっています。

先行した他自治体の電子図書館の状況では、利用者の利便性や新型コロナウイルス感染症拡大防止策の観点から言えば、メリットがあったとする一方で、登録者数及び貸出回数において、伸び悩んでいる事例も見受けられており、加えて、スマートフォンなどの端末操作に苦労している高齢者も少なくないなど、さまざまな問題点も報告されています。

また、著作者の権利保護を目的とする著作権法により、電子化される書籍の絶対数が少ないため、利用者から要望の多い新刊本や実用書などのリクエストに応えられないなどの課題も指摘されております。

現在、本町の図書館の主な購入先である全国図書流通センターが販売する図書館向けの電子図書は、約8万冊となっており、全国で年間販売流通する紙媒体の書籍約80万冊と比較しても、まだまだ市場拡大に至ってはおりません。

また、電子書籍の購入単価は、紙の書籍と比べて約2倍の単価であり、コスト面の問題も大きいことが現状であります。

このような状況から、電子図書館導入につきましては、システム構築など、さまざまな課題を検討する必要があり、時期尚早と判断をしております。

なお、小中学校では、文部科学省が定める新学習指導要領におきまして、児童の読書意欲の充実を図ることとされており、これに基づき、今後も子ども達が、直接、本に触れ、読解力・自己表現力を培うと共に、読書習慣の定着につながるよう推進してまいりたいと考えております。

以上のことから、現時点での電子図書館の導入につきましては、考えてはおりません。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい、議長。

ご答弁ありがとうございます。

今のギガスクール構想において各生徒一人1台のタブレットが配布される予定であります。このタブレットを利用すれば電子書籍たいへん使い勝手のよいものになると思いますので、先ほども申し上げましたとおり、海外ではスタンダードとなりつつある電子図書館ですので、今後はコンテンツの充実などいろいろ課題はあろうかと思いますが、ぜひ研究・検討を進めていって頂きたいと思います。以上で質問を終わります。

寺井強議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 議案第51号ないし第62号及び認定第1号ないし第9号並びに請願第3号ないし第5号（委員会付託）

寺井強議長 次に、町長提出 議案第51号ないし第62号及び認定第1号ないし第9号並びに請願第3号ないし第5号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（ 休 会 ）

寺井強議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明9日から17日までの9日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、明9日から17日までの9日間は、休会することに決しました。

今回は、9月18日、午後2時から会議を開きます。本日は、これにて散会します。

（午後0時30分 散会）